

記紀に登場する八雷神（八色雷公）をめぐつて

福 島 秋 穂

妻神イザナミを黄泉国に訪ねたイザナキ神が、「莫し視我こと
いふ妻神の禁止を破つて、彼女が居るはずの「殿内」に入り、妻
神の身体各部に雷神の存在を認めた時のことを、『古事記』は、

刺_二左_一之御美豆良_{三字以音}。湯津津間櫛之男柱一箇取闕而、
燭_二火_一入見之時、字士多加礼許呂岐_{此十字}。於_レ頭者大
雷居、於_レ胸者火雷居、於_レ腹者黒雷居、於_レ陰者析雷居、於_二
左手_一者若雷居、於_二右手_一者土雷居、於_二左足_一者鳴雷居、於_二
右足_一者伏雷居、并八雷神居。

と記している。此れと同じ状況が、『日本書紀』では其の巻第一・
四神出生（第五）段一書の第九に、

伊奘諾尊、乃拳_二片_一之火而視之。時伊奘冉尊、脹滿太高。
上有_二八色雷公_一。…（中略）…所謂八雷_二者_一、在_レ首曰_二大雷_一。
在_レ胸曰_二火雷_一。在_レ腹曰_二土雷_一。在_レ背曰_二椎雷_一。在_レ尻曰_二黒
雷_一。在_レ手曰_二山雷_一。在_レ足上曰_二野雷_一。在_レ陰上曰_二裂雷_一。

と記されている。但し此れは、『古事記』が語るように黄泉国で
の出来事ではなく、イザナキ神が亡き妻神を見るべく「殞斂之

処」を訪れた時のことであるとされている。

『古事記』が載録するのと同様のイザナキ神による黄泉国訪問
譚は、何故か『日本書紀』の本文として採用されておらず、其の
巻第一・四神出生（第五）段一書の第六に見えるが、其処に所謂
八雷神（八色雷公）のことは記されていない。

此の度は、此の八雷神（八色雷公）が記紀の編纂者、或は上掲
の記事が記紀編纂時に既に文書に認められていたのであれば、其
の記録者により如何なる存在態と考えられていたのか、日中両国
の雷に関する幾つかの記事を参考にしながら考えてみたい。

上掲二つの記事に登場する「雷」は、『古事記』の火神被殺譚・
大國主神の國譲り譚・神武東征譚に、建御雷（之）男神が見え、
同神が『日本書紀』に武甕槌神（巻第一・四神出生（第五）段一
書の第六ならびに同「亦曰」条、巻第二・天孫降臨（第九）段本
文、同段一書の第一・第二）と記されていることと、『万葉集』
巻第三の巻頭歌の題詞に「雷岳」とあり、同歌の左注に、「右、

或本曰：(中略)：伊加土山…とあることから、イカツチと訓まれ、其の名義は通常「蔽・つ(助詞)・靈」である⁽²⁾と解されている。そして其の実体については、八雷神(八色雷公)の各々に對する説明より推して、明らかに其れを表記文字通りの雷であると考えているらしく、格別の発言をしないものと、「この雷はその文字の雷でなく、死者のある形相である…(中略)：今女神に附いて居る八色の雷⁽³⁾は、あるいは殉死したそれと見ることも出来る」。「雷が即ち蛇を指したものであることは、論を待たぬ」。「イカツチは…(中略)：蛇であらうと思はれる」。「イカツチが雷の意であるかも疑問である。チは遠呂智・姐・蛇のやうに或種の動物を指すので、ここでも本来はさうしたものではなかつたかと思はれる」。「雷という字をあててあるのでカミナリのことだと解されがちだが、ここは恐るべき魔ものをいう。(中略)：姿としてもこのイカツチは、カミナリであるよりは鬼形のものと思える」と、其れを雷ならざる存在態であるとしてゐるものとがあらう。

此処で考察の対象としてゐる八雷神(八色雷公)の登場する話が創作された原初段階において、創作者が其の実体を如何なるものと考えていたのかは判然としないが、イカツチの語義が上記の如く解され、『日本書紀』卷第十四・雄略天皇七年秋七月甲戌朔丙子条に、「天皇詔少子部連螺贏曰、朕欲見三諸岳神之形。」⁽⁴⁾或此出之神爲大物主神、汝齊力過人。自行捉来。螺贏答曰、試往捉之。乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇。天皇不斎戒。其雷虺々、目精赫々。天皇畏、蔽目不見、却入殿中。使放於岳。

仍改賜名爲雷」といふ記事が見え、『常陸国風土記』那賀郡次城里時臥山条に、小蛇の形をして生まれた子が伯父を「震殺」した話があり、『日本後紀』卷二十四・嵯峨天皇弘仁六年六月庚子朔癸亥条にも、「是日、山城国乙訓郡物集・国背兩郷雷風。震百姓廬舎。人或被震死。先是、有大蛇入人屋。即殺之。未幾其人被震」と記され、『水鏡』の敏達天皇条に見える雷捕捉譚にも、捕えた雷を解き放った農夫が子を儲けたところ、其の子が「生シ時蛇其頭ヲ纏テ。尾頭ウナジノ肩ニサガレリキ」など

とあって、我國古代人の間で、蛇と雷とが密接な関わりを有すると考えられていたらしい事実があり、世俗にも「夏蛇の多い時は雷が多い」(栃木県芳賀郡)、「ヤマカガシは雷鳴の折天上するのを見た」と云ふ話が往々有る(愛知県南設楽郡鳳来町)などといわれていたことを思えば、其の実体が蛇であるとされてきた可能性は極めて大きい。

蛇と雷とを一体視する思想が、蛇を蔽つ靈と考へ、既に早くより雷の威力を充分に認識していたに違いない我國の未開・古代人の間に独自に発生したものか、外国特に、一匹の白蛇を殺したところ忽ち大震雷電し、洪水となったという話や、桂陽の人歐陽紹が雷電と戦ひ、蚕の如き形状で頭目の無い、四・五尺ほどの一蛇を捉えたという話を伝え、また、「雷公踐微雲逐小黃蛇。」(中略)：戲投以石。中蛇。鏗然作金声。雷公乃飛去」といった物語を作り、蛇の一種に「雷公馬」といふ名称を付している中国から伝播したものか、どちらかというところ、後述するように日中兩國の雷譚に類似するものが多いことからすれば、後者である確率の方

が高いと思われるが、此れも判然とはしない。

上述の如く、雷と蛇とは密接な関わりを有するが、記紀両書に載録された八雷神（八色雷公）に関する話を見る限り、其処には雷の文字が用いられ、火雷・析雷（裂雷）などが誕生しているのであるから、同譚の原作者の意識如何に関わらず、両書の作成者、或は両書の作成者が既存の文書資料に載録されていた同譚の表記を其のまま採用したのであるとすれば、其の文書の作成者が、其れを既に蛇としてではなく、雷其のものと考えていたことは明白である。

八雷神（八色雷公）を文字通りの雷であるとする考えは、ほとんど其の一一について解説を施す方式を採る注・評釈書の類に見られるのであるが、其れらの説は其の各々を必ずしも明確に説明し得ていないのが現状であり、其の説明の不完全さ・説得力の欠如と、見たようにイカツチの語義が厳つ疊であるとして解されることが、記紀両書に既に雷の文字をもって表記されている八雷神（八色雷公）を、なお雷ならざる存在態であると見ようとする説を産み出し、其れに有力な論拠を与えていると思われる。

八雷神（八色雷公）を雷とする説を見ると、其の一一に對する説明が細部においては微妙な相違を見せているものの、大雷・若雷（稚雷）については、威力の大きいなる雷と其れに比してやや穏やかな雷、火雷に關しては、火災を誘発する雷、析雷（裂雷）は物を破裂せしめる雷と説かれ、鳴雷・黒雷は、雷鳴と其れが起る際に天地が暗黒となる現象や落雷が原因で發生する火災により

生ずる炭化物の色などと結び付けられている。また、山雷・野雷については、山中・野外で遭遇する雷であると述べられている。

此れらの説明は、例えば『日本紀略』醍醐天皇延長八年六月の「雨不降」という記述に続く、同月二十六日戊午条の「諸卿侍殿上。各議請雨之事。午三刻。從愛宕山上黑雲起。急有陰沢。俄而雷声大鳴。墮清涼殿坤第一柱上。有霹靂神火。侍殿上之者。大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫衣焼胸裂亡。年六十四」という記事や、任昉の『述異記』巻下が記す「漢惠帝七年夏雷震南山林木皆自火燃至根其地悉皆焦黃」（漢魏叢書本）、また劉義慶の『世說新語』雅量第六の「夏侯太初嘗倚柱作書時大雨霹靂破所倚柱衣服焦然」（借陰軒叢書本）という内外の記事、雷音・雷轟・雷鼓・雷火・雷斧といった語を思い浮かべるまでもなく、雷に關し日常我々の見聞するところから推して、山雷・野雷の解釈は一寸保留するとしても、正鵠を射た解釈であると判断される。

しかし、此れが土雷・伏雷となる些か状況を異にし、前者については諸家、「落雷の聯想から名づけたのであらう」、「土砂の上に残された落雷のあとが思ひあはされてあるのであらう」、「これも落雷からの連想で、土をも裂く雷神の意であらう」と、落雷現象をもって其れを説明しようとし、後者については、「名義未詳」と初手から其の解明を放棄してしまったものもあるが、「鳴雷に對して音が潜んで電光ばかり見える雷をいふのか」、「電光ばかりの雷」などとしたり、特に其れをフスイカツチと訓んで、「草原などに残された落雷のあとが思ひあはされてるのであらう。灌木や草は、うちひしがれたやうな状態で伏す」と解したり、ま

たフシイカツチと通常の訓み方をしながら、「人を地に伏せさせるほどの落雷をさすか」とするなど、一応の説明がなされてはいるものの、いま一つ釈然としない感がある。此の二つの雷についての説明が見た通りであることにより、一部の人々は八雷神（八色雷公）を雷であるとするに躊躇いを感じ、其処に他の存在態をもって其れを説明しようとする考えが生ずるものと思われる。

*

*

私の見るところ、此処にいう土雷と伏雷とは、前掲諸説のいうような考えに基づいて考案された存在態ではなく、李朝の『唐国史補』巻之下に「雷州春夏多雷無日無之雷公秋冬則伏。中人取而食之其状類鹿」（学津討原本）と記され、謝肇淛の『文海披抄』巻六に「嶺南有雷公冬蟄地中人掘得便擊殺而食之」（宝曆八年刊本）⁽²⁴⁾と、同じく謝肇淛の『五雜俎』巻一に「今嶺南有物雞形肉翅秋冬藏山土中掘者遇之轟然一声而走土人逐得殺而食之謂之雷公」（寛文元年刊本）と記す如き、未開・古代人の雷に対する一個の思想、即ち天を轟かす雷を一年のある期間はず中に伏在するものとする考えによって創られた存在態であると思われる。

ただ、此処に掲げた記事は孰れも中国のものであり、しかも『唐国史補』が唐の開元（七一三年に始まる）より長慶に至る約百年間のことを記し、記紀の成立に一世紀以上遅れて出来たと思われること、後の二書が明代のものであることなどからすれば、此れと同じ思想が我國の未開・古代人の間にも存在していたとするのは、些か早計の識りを免れないかもしれない。

しかし、応永二十一（一四一四）年に成立した賀茂在方の『曆

林間答集』上には既に、「雷潛入地中伏」といった表現が見られ、『日本文徳天皇実録』天安二年六月三日条に、「雷雨。此夜。左近衛大宅年麻呂於北野見之。当稻荷神社空中。有兩鶏相闘。其色似赤。相闘之間。毛羽散落。地雖相隔。見似眼前。良久而止。此語類妖妄。而記性也」とあり、更に『日本紀略』後一条天皇万寿四年五月二十四日癸亥条に、「雷電風雨。京中洪水流入。舍屋顛倒。豊樂院西第二堂為雷火欲燒。即以撲消了。

雷形如白鷄云々。雷公墮於所々」とあって、『五雜俎』の記す雷と鶏との結びつきが見られ、既に記したように日中西国に雷と蛇とを一体視する思想が存在したこと、中国では『唐国史補』に「其状類鹿」とされ、房千里の『投荒雜錄』に「豕身」（說郭本）と記される雷が、一方で、「女遂於橋間、解書再拜以進、東望愁立、若不自勝、毅深為之感、乃置書囊中因復問曰、吾不知子之牧羊、何所用哉、神祇豈宰殺乎、女曰、非羊也、兩工也。何為兩工曰雷靈之類也、毅復視之、則皆矯頭怒步飲齧甚異而大小毛角則無別羊焉」、また「乾符三年洛陽建春門外因暴雨有物墮地如殺羊不食頃之入地中其跡月余不滅或以為兩工也占曰旱」と羊の姿をしているとされ、更には、千宝の『搜神記』巻十二に、「唇如丹目如鏡毛角長三寸余状似六畜頭似獼猴」（学津討原本）、段成式の『酉陽雜俎』巻八に、「如獲兩目睽談」（学津討原本）と獼猴（大猿）の如き形状をしたものとされているが、此の所謂雷獸（兩工。「雷獸」の語は、早く『山海經』第十四・大荒東經に見える）の存在・形状を云々する記事が我國の諸書、特に近世江戸時代の其らに散見され、其れが、「猿ノ如ナル物」、「鼯

のごとく、大き成けだもの⁽²⁹⁾、「如鼬⁽³⁰⁾者⁽³¹⁾」、「鼬の如なる獸⁽³²⁾」、「狸に肖⁽³³⁾たり」、「其かたち犬の如く、牙狼に似て、毛いろうすあかなり」、「其貌似⁽³⁴⁾鼬而甚大色少黒。長自⁽³⁵⁾頭至尾二尺五寸許。」「形猫よりは⁽³⁶⁾大く、かたち略鼬に似て色鼬より黒し爪五本ありて甚たくましく。」「胴短く色灰白色なり」、「形粘に似て大きく頭四足至て太し爪は三つあり三寸はかりの毛は針のごとく強く赤斑なり兩眼の間狭くひとつにきらめき鏡のごとく其勇きなる事巖もひしくはかりなる」、「大きさ小犬のごとくにて、灰色。毛松葉の針のごとく、手をさへるに、いらつきて手掌痛し。頭長く鳥のごとく成口ばしあり。嘴は半黒し。尾は狐のごとく、ぶつさりとしたり。利爪は鷲よりもたけく」、「狸の小さやふなる獸」、「大きさ狸ばかりにて、毛は彼の獸より長く、やや黒き物なり」、「大如⁽³⁷⁾犬。其状似⁽³⁸⁾鼬。鼻短尾。四足蹙⁽³⁹⁾而三爪」、「其状小犬の如く毛は⁽⁴⁰⁾貉に類して眼の回り黒みありはなつら細く下唇短く尾も短く毛は⁽⁴¹⁾貉皮薄くして小児の足のごとし足甲五本ありて鷲の如く冬は穴を穿て土中に入る」、「形猫のごとし。」「猫より大きく、弘林狗の如くにして、鼠色にて腹白し」などとされていること、就中此処に掲げ得た雷獸を描写する記事のうち最も古い時期に出来している其れに、「猿ノ如ナル物」とあり、また他方には雷獸が冬期土中に入るなどと記されているものもあって、中国側の記事とも一致すること、雷が人に捕えられる時の状況を、『日本靈異記』上巻第一話が、「柱之折聞電探所⁽⁴²⁾捕」と、『日本書紀』卷第二十二・推古天皇二十六年是歲条が、「化⁽⁴³⁾少魚、以挾⁽⁴⁴⁾樹枝」と記し、中国側では此れを杜光庭の『神仙感遇伝』卷之一が、「雷公為柎枝所

夾」(『道藏』洞玄部記伝類)とし、また『太平広記』卷第三百九十三に載録された狄仁傑に関する記事に、「雷公夾於樹間」とあることなどを思えば、彼我の間に古い時期から雷に関する知識・思想の伝播・交流があったことは充分に考えられ、我國の未開・古代人が雷を土中に伏在することのある存在態と見ていて、八雷神(八色雷公)の二に、土雷や伏雷を登場させたと推察されるのである。山雷・野雷はその伏在地による名であろうか。

ちなみに、前掲『日本文徳天皇実録』の記事に關し、『新訂国史大系 日本文徳天皇実録』は、「同日の記事にして相関係せざる二条以上ある場合にはその間に」を加へて閱讀に便にせること……(凡例二頁)とし、「雷雨」の下に」を入れるが、此れが誤りであることは、『五雜俎』の記事(同書には別に、「雷之形人常有見之者大約似雌雞肉翅其響乃兩翅奮撲作声也」(卷一)という記事も見える)や『日本紀略』の記事から明らかである。当該記事を正しく理解したものに、森長見の『国学志貝』(卷下)、曲亭馬琴の『玄同放言』(卷之一七)がある。

* * *

八雷神(八色雷公)の形状については、イザナキ神の黄泉國訪問と其処からの逃走を記す『日本書紀』卷第一・四神出生(第五)段一書の第六に、「泉津醜女(泉津日狹女)八人」が登場し、イザナキ神を追跡しており、其れと此れを同一存在態とする考えがあるためか、或は我々が神の形状を思い浮かべる際に、人間と同じ姿をしたものと考えられるためか、既に引用した八雷神(八色雷公)の实体について触れる諸説中の一・二に、「蛇であらう」、

「或種の動物」、「鬼形のもの」とされている以外、特に意見を述べたものを見ない。

ただ、『古事記』では、八雷神と子母都志許売とは全く別の存在であるとされているし、『日本書紀』の場合も八の数字が一致し、イザナキ神を追跡することに共通点が見られるだけで、八色雷公と泉津醜女(泉津日狭女)八人とは同一の書に登場しているのではないから、これらを同一存在態の異なる表現であるとすることは出来ない。

既に見た如く、日中兩國にあっては古く雷を蛇またはある種の獣の形をしたものと考えていたのであるが、此処で更に雷の形状に関して触れるところのある諸書の記事を見るに、中国では『酉陽雜俎』巻八に、「猪首手足各兩指執一赤蛇嚙之」(字津討原本)といい、其れが記す内容と蛇を持ち出していることとの類似から、此れも明らかに雷のことを語っていると思しき『太平広記』巻第三百九十三に引かれた『録異記』の記事に、「身二丈余。黒色。面如猪首。角五六尺。肉翅丈余。豹尾。又有半服絳毳。豹皮纏腰。手足兩爪皆金色執赤蛇。足踏之」(此の記事では、雷を「鬼」と表現している)とあり、また同じ『太平広記』の巻第三百九十四に引かれた『伝奇』に、「状類熊猪。毛角。肉翼青色」と記すなど、やや人間に似た形状の存在態とするものがあるが、ほとんどの場合、まだ獣に似た扱いをしている。

此れに対し我國には、其れを獣の形状をしたものとする考えとは別に、古くより其れを「小子」⁽⁴⁾或は「頭髮蓬乱。形良可怖。年十五六歳」の「一童男」とする思想もあつたらしく、諸書に其の

ことが散見され、民間の伝承でも、「赤面の童子」⁽⁴⁾などといっている。

「小子」は横島昭武の『書言字考節用集』(増補合類大節用集)第四冊(人倫四)にいう「侏儒、短人」のことであるのか、年少の子供の意であるのか判然としないが、いま「養老五年戸籍」や「大宝二年戸籍」などを見ると、「男孔王部真国、年肆歳、小子」(下総国葛飾郡大嶋郷)、「戸主甥益国^{年十六}小子」(御野国味蜂間郡春部里)などと、男子四歳より十六歳の者について「小子」の表現が見られ、此れは、「年十五六歳」の「一童男」という表現とも矛盾しないので、此処では所謂短人・矮人の意ではなく、「年若い人」の意に解しておく。

なお、管見の及ぶ限り、雷を小子の形状をしたものとする考えは、中国側の古い時代の文献には見られない。

* * *

見たように、我國には、中国との間の文化交流が古くより盛んであったことを窺わせる如く、中国同様に雷と蛇とを同一視し、また雷と鶏とを関連あるものとし、更には猿や鼯・狸・犬・猫といった獣に似た小動物と雷を結び付ける考えが存在しており、其の一方には雷が小子の姿をして出現する話が存在している。此れらの考えのうち、雷をある種の獣であるとする考えは、我國では早く中山三柳や寺島良安が指摘したように、落雷・雷鳴の際に、其の生息場所より出現、或は驚愕奔走する獣を実見したことによって生じたものと考えられるが、我國の場合、近世江戸時代以後盛んに其の記録が見られるようになるもの、記紀兩書の成立

時、或は其の後暫くの間、此れを文献の上に見ることは出来ない。従つて、記紀の所謂八雷神（八色雷公）は、現に雷を小子とする考えもあることではあるし、人間と同じ形状をした存在態であるとすると考えを排し、直ちに獸の形状をしたものであるとすることは出来ない。

しかし、既に見た如く、土雷・伏雷の類が『唐国史補』や『文海披抄』或は『五雜俎』に見られるのと同じ知識・思想に出でた存在態であるのならば、既に其れらの書物に雷を「其状類禽」、「雞形肉翅」などとしており、特に後者と同様の存在態とする記事が我国にもあり、中国では『酉陽雜俎』・『録異記』・『伝奇』の記事にも見えるように、ほとんどの場合に雷を獸であるとしているので、我国でも記紀両書の編纂者たちは、雷をある種の獸であると考へていたとして良いのではないだろうか。

逃走するイザナキ神が黒御鬘（黒鬘）と湯津津間櫛（湯津爪櫛）を投じ、劍を振る、其の時と相手が微妙な食い違いを見せる記紀両書の載録する「呪物投擲逃走譚」にあつて、雷が追跡者となつた場合にのみ桃の実が投じられていること、イザナキ神により投じられる桃の実は、本来他の被投擲物や『日本書紀』の記すイザナキ神の放尿行為（四神出生（第五）段一書第六「一云」条）とも、呪物投擲逃走譚其のものとも無縁のもので、魔的存在態に對し其れを阻止・撃退する力を有するとされることで、西歐世界に物語發生の源泉があると思しき呪物投擲逃走譚中に後から挿入付加されたものであるらしいこと、桃に降魔力を認める思想の原發生地が中国であると思われることなどからすれば、桃と雷と

は、我々が記紀両書の記載に見るように、既に結合した形で中国大陸から我国へ伝來したか、それぞれに關する知識・思想が別個に我国へ伝わつたにしても、其の伝來直後に結合した可能性が大である。となると、ますます此處で考察の対象としている八雷神（八色雷公）は、中国で古くからそうであつたように、ある種の獸であると考へられていたのではないか、ということになる。

イザナキ・イザナミ二神の葛藤と離別に関わる一連の出來事が尾開される場所については、『古事記』が当該譚の冒頭に、「（伊耶那岐命）欲相見其妹伊耶那美命、追往黄泉国」と記し、『日本書紀』卷第一・四神出生（第五）段一書の第六が、「伊婁諾尊、追伊婁冉尊、入於黄泉」と記し、其処が「黄泉（国）」であると知られる。周知の如く、此の黄泉国に關する記紀両書の描写の一一は、良く横穴式古墳の其れ此れと対応一致すると指摘されている。

ところが、『日本書紀』卷第一・四神出生（第五）段一書の第九は、其の冒頭に、「伊婁諾尊、欲見其妹、乃到殯斂之処」と記し、八色雷公の出現、伊婁諾尊の逃走と桃の実の投擲などについて語つており、此の表現を根拠として、イザナキ神の訪れた黄泉国及び其の訪問については、「黄泉即殯斂之処」とされたり、「イザナミの尊を殯斂した靈柩を開いて、窺ひ見た事」、「この話の底に何かがあるとすれば、それは古墳ではなく、殯（モガリともいう）の行事であつたと見るべきである」といわれたりしている。

いま、黄泉国を横穴式古墳、「殯斂之処」執れに關連づけて解するの妥当であるかを考えるに、当該譚の創作された原初時に、物語作者が其の執れを頭に思い描いていたのかは不明であるが、土雷や伏雷の名が挙げられ、其れらが既に見た如き知識・思想によって産み出されたのであるとするならば、此れらの雷神を黄泉国に登場させた者、少なくとも『古事記』の物語を見るような形に完成させた人物は、其処を死者の葬られる墳墓の内部即ち土中の世界と考えていたとする方が良いと思われる。

土雷・伏雷が、雷を一年のある期間土中に伏在しているものとする知識・思想に基づいて考案された存在態であるとして、いま記紀両書の記載する八雷神（八色雷公）を見るに、土雷の名は両書に共通しているが、『日本書紀』に伏雷の名は見えない。とすると、『古事記』におけるイザナキ神の黄泉国訪問譚と、『日本書紀』巻第一・四神出生（第五）段一書の第九について、次のようなことがいえるのではないだろうか。

即ち、『古事記』の当該箇所に、八雷神と其れに対する桃子三箇の投擲という物語構成要素を挿入付加した人物には、雷が如何なる性状の存在態とされているかということ、桃の降魔力について、はっきりとした認識があったので、恐らくは既に物語の様々な箇所での其の聴き手（読み手）に、横穴式古墳を連想させていた黄泉国と、八雷神とを結合したが、一書の第九に八色雷公を登場させた人物には、桃の降魔力と其れが雷に対して呈示若しくは投擲されることになっているという認識、つまり「用桃避鬼之縁」（雷を「鬼」とすることは、既に紹介したように、『縁具記』

の記事にも見えるが、『太平広記』巻第三百九十四に引れた『宣室志』にも「雷鬼」の語が見え、其の形状は「身盡青。偪而障」と表現されている）という表現と其の理由に対する認識だけがあって、上掲した如き雷の性状についての認識が欠如していたので、物語の始めに「殯斂之処」といった表現をしてしまった、或は、もとより「殯斂之処」を出発点として展開されていた一連の物語中に八色雷公を登場させてしまったのであると。

横穴式古墳を連想させる表現を全く記さない一書の第九が、八色雷公を登場させてイザナキ神を追跡させながら、其の一一の名称については、其れを物語の最末尾に付記するかの如き形で紹介していることも、右の推察を裏付けるものと思われる。

注(1) 「雷」をイカツチと訓む仮名書きの古い例は、「その編述

されたのは、従来の通説の如く奈良時代と見て差支へない（竹内理三編『寧楽遺文』下巻一三三—一三四頁）い、一撰述の年代は奈良時代末期か少なくとも平安時代初期である

う（上代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典』上代編八八〇頁）といわれる「新詠華嚴經音義私記倭訓鈔」に、「雷倭言伊可豆知」（巻下、激電震雷条）とある。また、『倭名類聚鈔』には、「雷公電等兼名菟云雷公一名雷師力回反加豆知名伊……」（巻二）とあり、『類聚名義抄』（観智院本）に、「雷イカツチ」（法下六六）とある。

(2) 上代語辞典編集委員会編前掲書（六七頁）をはじめ、大槻文彦『大言海』、大島正健著『国語の語根と其の分類』（四一・一四三頁）などが同様の解釈をする。

(3) 次田潤著『古事記新譚』（一六〇頁）、中島悦次著『古事記

- 評釈」(五九一六〇頁)、屋崎暢映著『古事記全講』(六五
六六頁)、日本古典全書『古事記』上巻(一九二一九三
頁)、日本古典文学大系1『古事記祝詞』(六五頁)、日本
古典文学全集1『古事記 上代歌謡』(六四一六五頁)など。
(4) 鳥居龍藏著『人類学上より見たる我が上代の文化』——
『鳥居龍藏全集』第一巻五八頁。
(5) 白鳥庫吉著『神代史の新研究』——『白鳥庫吉全集』第
一巻三八七頁。
(6) 津田左右吉著『日本古典の研究』上巻——『津田左右吉
全集』第一巻三九七頁。
(7) 渡部義通著『古事記講話』四四頁。
(8) 西郷信綱著『古事記注釈』第一巻一八〇頁。
(9) 榎戸貞次郎著『芳賀郡の俚諺の俗信』——『旅と伝説』
第八年第一号三一頁。
(10) 早川孝太郎著『色々の蛇』——『郷土研究』第三巻第二
号五四頁。
(11) 趙璜著『因話錄』巻第六(神海本)。
(12) 李昉等編『太平広記』巻第三百九十三に引く『広異記』
歌陽忽雷条。但し、戴孚著『広異記』(龍威秘書本)に此
の話は見えない。
(13) 李昉等編前掲書巻第二百三十一に引く『広異記』武勝之
条。此れも『広異記』(龍威秘書本)には見えない。
(14) 屈大均著『広東新語』巻二十四虫語・諸蛇条。
(15) 同じ事件を、『北野縁起』は、「延長八年六月二十六日。
清涼殿の坤に雷火出来て。大納言清實卿のうへのきぬに火
つきて。ふしまろひ。…(中)と記し、『十訓抄』は、
「延長八年六月二十六日、神なりおそろしかりける時、清
涼殿の坤の柱の上に、神火いできてもへけり。大納言清實
卿の上のきぬに火付て、ふしまろび、おめきさけべどもき

- こえず。…(第六・可レ存三忠信・廉直旨一事三)」と記す。
(16) 劉歆著『西京雜記』巻上(抱經堂叢書本)には、「惠帝
七年夏雷震南山大木数千株皆火燃至末其下数十畝地草皆焦
黄」とある。
(17) 次田潤著前掲書五九頁。
(18) 日本古典全書『古事記』上巻一九二頁。
(19) 尾崎暢映著前掲書六六頁。
(20) 倉野憲司著『古事記全註釈』第二巻二五一頁。
(21) 中島悦次著前掲書五九頁。
(22) 渡部義通著前掲書四四頁。
(23) 日本古典全書『古事記』上巻一九二頁。
(24) 日本古典文学全集1『古事記 上代歌謡』六五頁。
(25) 同じ記事が沈既濟著『雷民伝』(龍威秘書本)にも見え
る。
(26) 李朝威著『柳毅伝』(龍威秘書本)。李昉等編前掲書巻第
四百一十九に引く『異聞集』には、「東望愁立…殺復視之」
の部分で、「東望愁立…數顧視之」とある。諸橋徹次著『大
漢和辞典』巻十二「雨工」の条に、「異聞錄」柳毅見涇
川婦人牧羊、問之曰、此非羊、雨工也、何謂雨工、曰、
雷霆之類也」とあり、簡にして要を得た表現であるが、
『異聞錄』なる書未見。唐代の李玖著『異聞夷録』(唐宋
叢書本)、宋代の無名氏著『異聞總錄』(神海本)に此のよ
うな記事はない。
(27) 乾隆四年校刊『唐書』巻三十四・五行志。北宋嘉祐刊本
『新唐書』は、「乾符二年…(中略)…雨土也」とする(五
行志第二十四)が、いま前者を採用する。
(28) 『応仁記』巻三。
(29) 林花翁著『三河雀』巻第三。
(30) 寺島良安著『和漢三才図会』巻六十六・安房国条。
(31) 大拙東華著『齊諧俗談』巻之一。

(32) 林自見著『市井雜談集』巻上・十一ウ。

(33) 芝蘭室主人著『江戸塵拾』巻之一。

(34) 後藤梧桐庵著『震雷記』。

(35) 栗本玉屑著『東遊阿都滿河比』巻之五・二オ。

(36) 華誘居士著『遠山奇談』後編巻之四。なお、豊田利忠編画・小田切忠近等補『善光寺道名所図会』巻之五・三九オウ、吉沢好謙著『信濃地名考』下編・立科山(目次)には『蓼科山』条にもほぼ同じ表現が見える。また、『善光寺道名所図会』巻之五及び曲亭馬琴著前掲書巻之一上が、『越後名寄(巻)』参補ニ亦云」として、「大如、猫其形亦略相似、矣其毛灰色、而有、光日中之後帯ニ黄赤色、如シ金腹、毛逆生毛末皆有、岐」と記すが、丸山元純良陳輯・小田嶋允武補『越後名寄』——『越後北越史料叢書』並びに、丸山元純著・秦槿丸補『越後名寄』——今泉省三・真水淳編『越後叢書』巻一五・一六に此の記事は見えない。更に、曲亭馬琴著前掲書巻之一上に、「元禄年間、夏六月中旬、越後国魚沼郡、裏有の近村、伊勢平治村」で目撃された六足三尾の雷獣の図、後藤梧桐庵著前掲書には、明和二年七月相州大山に落ちた其れの図が、また、根岸鎮衛著『耳蕪』巻之六には、「寛政十一年六月十八日の夜子の刻過、馬喰町啓丁目」で捕えられた雷獣と思しきもの図が、伴蒿隱著『閑田次筆』巻之四には、「享和元年五月十日比芸州九日市里塩籠へ落入ス雷獣の図」が掲げられていた。平尾魯齋著『谷の響』五の巻には、安政二年九月弘前で雷獣と思しき怪獣の捕獲された記事が見えるが、「空中に大鳥のかけるひびきして、…(中略)…鴉ばかりの大ききの獣死して有しが、それが四足いと短く口箸とがり尾長くして」とある。

(37) 小山田与清著『擁書楼日記』文政元年五月二日条。

(38) 平田篤胤著『古史伝』五之巻。

(39) 冢田大峰著『随意録』巻一。

(40) 井出道貞著『信濃奇区一覽』巻之三。

(41) 松浦静山著『甲子夜話』巻八。

(42) 平田篤胤著『古史傳』二之巻第十八段。篤胤は「古史伝」五之巻では、「雷神は謂ゆる雷獣の祖神にて。其を統領り給ひ」ともいつている。

(43) 景戒著『日本靈異記』上巻第三話。同話を直接受容したり、其れから少なからぬ影響を受けて作られたと思しき類似譚において、雷は「如シ小兒」(藤原明衡編『本朝文粹』巻第十二所引都良香著『道場法師伝』、皇円著『扶桑略記』第三・敏達天皇条)、「其躰チヲサナキ子ノ如シ」(『水鏡』中・敏達天皇十四年八月十五日条)、「其形小兒ノ如シ」(『神明鏡』上・敏達天皇十四年三月条)、「童子の樣」(『打聞集』十四・道場法師事条)、「童子」(由阿著『詞林采葉抄』第二)などと記されている。

(44) 鎮源著『大日本国法華経験記』巻之下・第八十一越後国神融法師条。『今昔物語集』巻第十二の第一話は、「年十五許ナル童」(中略)：其ノ形ヲ見レバ、頭ノ髮蓬ノ如ク乱レテ、極テ恐シ氣也」としている。

(45) 草薙武吉著『讀岐の塚伝説』——『旅と伝説』第九年第三号二一頁。

(46) 中山三柳著『醍醐隨筆』下、寺島良安著前掲書巻第三。拙稿「記紀に載録された呪物投擲逃走譚について」——

『国文学研究』第六十九集参看。

(48) 河村秀根・益根著『書紀集解』巻第一。

(49) 中山太郎著『万葉集の民俗学的研究』五七頁。

(50) 西郷信綱著『古事記の世界』五〇頁。